

「危険物荷卸し時相互立会い推進全国一斉キャンペーン」 実 施 要 領

令和7年11月1日

公益社団法人全日本トラック協会
タンクトラック・高圧ガス部会

1. 目 的

給油取扱所等における危険物の荷卸しについては、誤注入による混油あるいは、漏油等の事故を未然に防ぐため、消防法令に基づき、タンクトラックによる輸送側と給油取扱所等の双方の危険物取扱者が、危険物の注入口、油種、数量、タンクの在庫量、給油口とホースの結合（緊結）状況等をしっかりと確認し、静電気による災害等を防止する措置を講じながら行わなければなりません。

しかしながら、双方の危険物取扱者が立会い、相互確認を行わなかったことが主な原因と考えられる事故が依然として各地で発生している現状にあります。

こうした事故がひとたび発生すると、大きな災害へつながる恐れもあり、社会的な信用を失う事態に至ることからも、事故防止の徹底は、業界関係者に課せられた社会的使命です。

本キャンペーンは、危険物取扱所等における危険物荷卸し時の相互立会いの重要性を関係業界が共有することにより、事故防止の徹底を図ることを目的とします。

2. 期 間

令和7年11月1日(土)から同年11月14日(金)まで

3. 主 催（三団体共催）

石油連盟
全国石油商業組合連合会
公益社団法人全日本トラック協会

4. 協 賛

総務省消防庁

5. 実 施 者

都道府県トラック協会 タンクトラック輸送関連部会

6. 重点実施事項

キャンペーンの啓発デザインを活用しながら、地域の実情に応じた効果的な活動を展開する。

(1) 啓発チラシ等の作成

啓発チラシ等には、適宜、各都道府県トラック協会名(または部会名)を追加し、必要部数を作成する。

(2) 啓発チラシ等の配布

各都府県より、荷卸し先に対して啓発チラシ等を配布し、相互立会いへの理解・協力を呼びかける。

※(例)啓発チラシをラミネート加工し、荷卸し先に提示する。

(3) キャンペーンの展開

主な対象は「給油取扱所」(ガソリンスタンド)とするが、法規上の「立会い」は、工場、ホームセンター等の一般需要家に於いても適用されるため、極力全ての対象に対してキャンペーンを展開する。

(4) 荷主企業(石油元売り会社)との連携

荷主企業(石油元売り会社)より、各都府県に対してキャンペーンに関する指示があったときには、その指示を踏まえ連携を図る。

7. その他の実施事項

その他可能な範囲において、各地域の実情に応じ、積極的な活動を実施する。

＜参考例＞

(1) 都道府県トラック協会の会報誌やホームページへの掲載

(2) 地元新聞、業界専門誌等への記事・広報の掲載

(3) アンケートの実施等

※キャンペーン終了後、アンケートを実施し、その結果をふまえ、次回以降の効果的なキャンペーンの推進に活かす。

8. 石油類以外の危険物(高圧ガス、化成品等)に係る取組み

石油類以外(高圧ガス、化成品等)の危険物についても、荷卸し時における誤注入等の事故を防ぐために、別途全ト協が作成した啓発デザインを用いた相互立会いの推進を行います。

9. 実施結果の報告

キャンペーン終了後、12月1日(月)までに、実施結果を報告します。

※報告書の様式はメールで別途送信いたしますので、ご活用ください。

以 上